

平成29年2月13日

ねんきん定期便における保険料納付額（累計額）について （12月・1月・2月・3月生誕者分）

平成28年12月から平成29年3月までの間に日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団から「ねんきん定期便」が送付される一部の方（公務員厚生年金被保険者期間を有する方に限る。）について、「ねんきん定期便」における「公務員厚生年金被保険者期間（国家公務員・地方公務員）」の「保険料納付額（累計額）」が、平成27年12月から平成28年3月までの間に送付された「ねんきん定期便」と比べて少ない額で表示されている場合があることが判明しました。

この原因は、平成27年12月から平成28年3月までの間に送付された「ねんきん定期便」における「公務員厚生年金被保険者期間（国家公務員・地方公務員）」の「保険料納付額（累計額）」を次の事象のとおり、地方公務員共済組合（公立学校共済組合は除く。）において多額に算出して、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に情報提供していたことによるものでした。

- (1) 「ねんきん定期便」のデータ作成において、平成15年4月以降の期末手当等の額に対する「保険料納付額（累計額）」の算出は、期末手当等の額の千円未満の額を切り捨てて算出すべきところ、切り捨てしない額により「保険料納付額（累計額）」を算出していたため、平成28年12月から平成29年3月までの間に送付される「ねんきん定期便」の「保険料納付額（累計額）」と比べて平成27年12月から平成28年3月までの間に送付された「ねんきん定期便」の「保険料納付額（累計額）」が多い額となっていました。
- (2) 「ねんきん定期便」のデータ作成において、平成15年4月から平成16年9月までの間の保険料率（給料額に対する掛金率）の算出は、本来

であれば「81/1000」と設定して算出すべきところ、「103.5/1000」（平成11年12月から平成15年3月までの保険料率）と設定して算出していたため、平成28年12月から平成29年3月までの間に送付される「ねんきん定期便」の「保険料納付額（累計額）」と比べて平成27年12月から平成28年3月までの間に送付された「ねんきん定期便」の「保険料納付額（累計額）」が多い額となっていました。

上記の原因となった「ねんきん定期便」の「保険料納付額（累計額）」の算出については、既に関係システムを修正しておりますので、平成28年4月以降に送付される「ねんきん定期便」は、正しい「保険料納付額（累計額）」を算出し、日本年金機構及び日本私立学校振興・共済事業団に提供しておりますので、平成28年12月から平成29年3月までに送付される方の「ねんきん定期便」の「保険料納付額（累計額）」についても正しい金額となっています。

なお、地方公務員共済組合における「保険料納付額（累計額）」については、「ねんきん定期便」に記載するため、「ねんきん定期便」のデータ作成時に毎回、参考値として算出（※）しているものであり、年金額の計算、加入記録の管理などには一切影響はありません。

※ 地方公務員共済組合が保険料率を統一する平成元年12月より前の加入期間に

係る保険料納付額は、保険料納付額（累計額）には含まれていません。

平成28年12月（12月生誕者）から平成29年3月（3月生誕者）までの間に「ねんきん定期便」が送付される方には、大変ご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

《問い合わせ先》

群馬県市町村職員共済組合 年金課

TEL 027—290—1358